

2012年度基準改定の要点

2012.2.6

2012年度の基準改定とそれに伴う審査方法の変更についての要点を以下にまとめました。詳細は、このサイトに掲載した「JABEE 認定制度と2012年度基準改定」講演会資料をご覧ください。

(注：2012年度改定基準を「新基準」、現行の2010年度改定基準を「旧基準」とします)

1. 認定基準改定の概要及び関連事項

(1) 旧基準の6項目を4項目に整理

- ✓ Plan-Do-Check-Act と基準項目の対応関係を明確化。
- ✓ アウトカムズ重視を一層明確化。

(2) “Do”に関する項目の統合

- | | | |
|------------------|---|-------------|
| 学習・教育の量 (旧基準2) | } | 教育手段 (新基準2) |
| 教育手段 (旧基準3) | | |
| 教育環境・学生支援 (旧基準4) | | |

(3) 「育成しようとする技術者像」の明示 (新基準1)

(4) 認定基準の国際的同等性の明示 (新基準1、3、個別基準第4条)

- ✓ IEA Graduate Attributes を参考に、学習・教育到達目標に含めるべきものとして、旧基準1(1)の(a)～(h)にチームワークに関する能力の(i)を追加 (新基準1(2))。
- ✓ 新基準1(2)の(a)～(i)の解釈のために、それぞれの意図する内容を個別基準で記述。
- ✓ 新基準1(2)の(a)～(i)のすべての項目が、適切な水準で達成されていることを求める基準3(5)を追加。

(5) 学習・教育の量に関する見直し (新基準2、個別基準第3条)

- ✓ 旧基準2(2)の授業時間に関する数値的基準を廃止 (学習・教育のアウトカムズを重視し、学習・教育の量的基準に頼らずに水準を担保する)。
- ✓ 国際的同等性を示すための、最低限の量的基準は残す (個別基準第3条で規定)。

(6) 認定基準の体系化

- ✓ 従来認定種別ごとに個別に定めていた認定基準を整理し、共通基準に1本化。認定種別固有の項目については個別基準で補足。
- ✓ 認定基準は以下の3種類の文書により構成。
 - 技術者教育認定に関わる基本的枠組
 - 日本技術者教育認定基準 共通基準
 - 日本技術者教育認定基準 個別基準
- ✓ 「認定基準」の解説は、認定種別ごとの個別文書とし、共通基準と個別基準を合わせた内容で記述。

(7) 認定種別の体系化と名称の見直し

- ✓ 認定種別（認定を行うカテゴリー）の名称を変更するとともに、各種別の内容を「技術者教育認定に関わる基本的枠組」で明確に定義。
- (8) 認定分野の定義の明確化と情報・電気・電子関連分野の再編
- ✓ 認定分野の内容を「技術者教育認定に関わる基本的枠組」で明確に定義。
 - ✓ 「建築系学士修士課程」認定種別を追加。
 - ✓ ソウル協定対応プログラム（情報専門系学士課程）認定開始にともない情報・電気・電子関連分野を再編し、2012年度より新分野での認定を開始。
- (9) 適用基準変更の経過措置
- ✓ 学士課程は4年間（2012年度～2015年度）、修士課程は2年間（2012年度～2013年度）、旧基準での認定・審査が可能。
 - ✓ 審査は新基準か旧基準のどちらか1つで実施（両基準を混用した審査は行わない）。
 - ✓ 中間審査を前回審査と異なる基準で受けるための、「審査項目の新旧対照表」を用意。
 - ✓ 情報・電気・電子関連分野の再編に関しても同様の経過措置期間を設け、新／旧基準と認定分野の組み合わせで3通りの選択が可能。

2. 自己点検方法の見直し

(1) 自己点検書の作成および審査の負担の軽減

- ✓ 従来の「本文編」、「引用・裏付資料編」から「概要編」、「結果編」、「添付資料編」に再編。
- ✓ 「本文編」の概要部分を「概要編」とし内容を簡略化
 - 認定の有効期間開始日を審査年度の前年度からとする希望の有無をより明確に記載。
 - 概要編の「プログラム概要」に、学習・教育到達目標の特徴に加え、「水準」を記載することを追加。
 - 「前回受審時からの改善・変更」は自己点検結果編に記載。
 - 概要編に「最近の教育改善の状況」を積極的にPRする記述項目を追加。
 - 自己点検結果編の総括文の追加。
- ✓ 点検結果はプログラム点検書に揃えた「結果編」（Excelシート）にまとめる
 - プログラム点検書の点検項目と一致させ、両者の対応をとり易くした。
 - プログラム点検書と同様の表形式にして記述内容も簡略化をはかり、自己点検書の分量を削減。
- ✓ 「添付資料編」に収納する資料を必要最小限となるように整理
 - 現行の表1（自己点検総括表）を廃止。
 - 表2～表9を見直し、表1～表6に再編。
 - Webで参照できる資料はURLのみを示せば良く、自己点検書への添付は不要。
 - 教員個々のデータは添付不要。必要とされる場合でも、提示方法、内容はプログラム運営組織で判断（ただし、個人情報を含むデータは含まないこと）。

- プログラム関係数値データは審査対象外の事務処理用参考資料とした。

(2) 自己点検書を電子化

- ✓ WEB 登録または電子媒体提出に変更。

※JABEE 指定のサーバーにアップロードする方法を検討中

3. 認定・審査の手順と方法

(1) 学士課程／修士課程の認定審査ルールを共通化

- ✓ 学士課程用／修士課程用の文書を統一。【新基準のみ】
- ✓ 再審査に関するルールは学士課程のルールで統一。

(2) 認定継続審査の実施時期の見直し（2011 年度から実施）

- ✓ 「認定を継続するためには、認定有効最終年度の翌年度までに認定継続審査を受けなければならない。」（審査年度を繰り上げて受審することが可能。）

(3) 中間審査の実施年度及び回数の例外的措置を導入

- ✓ 中間審査項目の確認を3年後に行うことが適当でない特別な事情がある場合は、例外的に時期や回数を設定可能とした。

(4) 認定可否の判定方法を変更【新基準のみ】

- ✓ 基準1～4それぞれを「点検大項目」とし、各基準の中の項目を「点検項目」として、点検項目の点検結果から総合的判断を行って点検大項目を判定。
- ✓ 点検大項目のうち、一つでも「欠陥」があると判定されたプログラムは、「不認定」とする。

(5) 実地審査の負荷低減のための変更

- ✓ 自己点検書の点検結果に基づいて審査チームとプログラムが連絡を取って実地審査項目を取捨選択するという従来からの考え方を明文化。
- ✓ 実地審査前の確認と実地審査での確認項目を絞り込むためのルールを新設。
 - 審査チームとプログラムがプログラム点検書（実地審査前）をやりとりし、確認できた／確認できない項目の明確化、補足資料の依頼を行い、実地審査の審査項目を絞り込むとともに、点検項目と内容を共通認識化。（そのために自己点検書提出期限をこれまでより2週間早める）
- ✓ 実地審査項目決定のための手助けとして、基準項目ごとに確認手段の目安を記した表を「審査の手引き」に掲載。

(6) 実地審査日程の短縮を図り、条件が整った場合は極力1泊2日とするように努める（従来は原則2泊3日）。

以上